

奈良県中小企業会館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

奈良県中小企業会館管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業会館管理運営規則（昭和五十三年十一月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「会議室等」を「施設」に改める。

第四条第一項中「午前九時から午後四時三十分まで」を「午前八時三十分から午後六時まで」に改める。

第六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条第一項中「前条第三項」を「前条第一項」に、「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第二項」に、「第五号様式」を「第四号様式」に改める。

第一号様式を削り、第二号様式を第一号様式とし、第三号様式から第五号様式までを一様式ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。